

「H31-35国営常陸海浜公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見・回答

No	ご意見		ご意見の理由	回答	
	要項案における該当箇所	ご意見			
1	民間競争入札実施要項(案)	P10~12	表4 包括的な質 「多様な利用プログラム」の達成すべき質の根拠を示していただきたい。また、平成26年度の行催事の実績数を示していただきたい。	平成32年度～平成34年度については、「平成26年度～平成29年度実績平均値と同程度以上」と記載されているが、別紙P207の「行催事一覧」の実績と数字に開きがあり、除外されたプログラムが不明なため。また、平成26年度の実績が記載されていないため。	「多様な利用プログラム」の達成すべき質は、別添-19「1. 国費の支出対象となる行催事について(包括的な質に位置づけられる利用プログラム)」の通りです。 平成26年度分も含め、過去4カ年で、今回設定した包括的な質のカウント対象となるプログラムは、別紙-15に明示します。
2	民間競争入札実施要項(案) 提出様式2-2-5.2-2-6	P11 P37 別紙 P749、750	表4 包括的な質 表9 標準評価項目及び得点配分 提出様式2-2-5.2-2-6 表9の評価項目において、①利用者数の確保から「四半期ごとの目標」を、②多様な利用プログラムから「延べ参加人数」を、③情報受信から「マスコミ報道件数」をそれぞれ削除していただきたい。また、提出様式2-2-5の提案項目3及び4の注釈から「参加人数」、提出様式2-2-6の表及び注釈から「マスコミ報道件数」を削除していただきたい。	包括的な質の設定において、対象となっていないため。	ご意見のとおり、包括的な質の対象となっていないため、実施要項の記載と合わせます。
3	民間競争入札実施要項(案)	P18	(4) 収益施設等設置管理運営業務に関する留意事項 大規模花修景について、「天候不順による参加料対象植物の生育不良(中略)などにより、参加料を徴収する期間の設定ができない場合は、調査職員と対応を協議する」とあるが、具体的な協議内容を示していただきたい。	想定される協議内容が不明なため。また、事業リスクを検討するうえで重要となるため。	天候不順の場合に想定される、大規模花修景の実施の有無や、大規模花修景の期間や実施内容の変更、その場合に伴う費用負担についての協議(収益規定書第59条)などを想定しています。
4	民間競争入札実施要項(案)	P28~29	表8 配置予定者の業務実績等に関する要件 「総括責任者は、原則、実施期間中専任とする」、「総括責任者が勤務する体制か、総括責任者を除く業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること」とあるが、数量総括表においては、各業務責任者の勤務日数は週5日分を積算していただきたい。	H30-34口号国営公園の入札にあたり、総括責任者を除く業務責任者の専任が解かれ、総括責任者が勤務しない日のみ2名の業務責任者の勤務日が計上(2日/週×2人)され、総括責任者と業務責任者が同一日に勤務しない積算となった公園があり、業務に支障をきたす体制となったため。 また、業務責任者とは、仕様書に記載される個々の業務遂行を監理する者であり、大規模な国営公園においては、原則5日/週の勤務が必要であると考えられるため。	必要に応じて適切に積算するとともに、公告時には「見積参考資料」として提示する予定です。
5	民間競争入札実施要項(案) 別紙-5共通仕様書 別紙-10収益施設等設置管理運営規定書	P3 別紙-29 別紙-142	民間競争入札実施要項(案) 1.1.3入園料 別紙-5共通仕様書 第11条 開園日時等 別紙-10収益施設等設置管理運営規定書 第11条 運営日時等 「みどりの日 5月4日」の無料入園日を大規模花修景の実施期間から除外していただきたい。	現在、5月4日は無料入園日ではなく、大型連休にあたることから5万人程度の入園者があり、無料入園日とした場合、さらに入園者が集中し、周辺道路の渋滞や園内の混雑が増加するため。 また、大規模花修景の実施期間は、参加料を入園料と合算して徴収するため、無料入園日にもかかわらず、実際は料金(参加料)が発生し、混乱や苦情が発生する恐れがあるため。さらに、無料日の設定は収益事業としての大規模花修景の実施期間から除外すべきであるため。	ご意見を踏まえ、「みどりの日 5月4日」については、監督職員と協議の上、無料入園日から除外することができることとします。 なお、大規模花修景の実施期間は、収益規定書第55条に記載のとおり、監督職員との協議事項であることから、原案どおりとします。
6	別紙-10収益施設等設置管理運営規定書	別紙-147	別紙-10収益施設等設置管理運営規定書 第22条 保険の付保及び事故の補償 第1項 「施設等運営者は、火災保険、(中略)に加入しなければならない」とあるが「火災保険」は除外していただきたい。	火災保険は本来、対象物の所有者の加入が原則となっており、失火した場合に所有者へ補償がなされるものである。万が一、失火原因に故意・過失があった場合、保険会社は、その原因者(事業者)へ賠償を求めることとなるため、事業者側で加入する意義はないため。	火災保険については、借家人賠償責任補償等、事業者が原因者である場合の賠償に必要な各種保険を想定していることから、原案どおりとします。
7	民間競争入札実施要項(案)	P31	4.1.入札の実施手続及びスケジュール(予定) 「④申請書類の受付期限」を6月中旬としていただきたい。また、「③入札に関する質疑応答」の内容と時期を明確にさせていただくとともに、提出書類に関する質問は、提出期限の1週間以上前に回答していただきたい。	「③入札に関する質疑応答」が4月中旬からとなっており、10日間の大型連休等を踏まえると、回答の時期や内容により、申請書の作成及び必要書類の手配期間が短く、間に合わない可能性があるため。	現時点では概略の時期を示したのですが、公告時には、可能な範囲で余裕をもった提出期限を設定する予定です。
8	民間競争入札実施要項(案)	P31	4.1.入札の実施手続及びスケジュール(予定) 「⑫契約締結」の予定を12月下旬としていただきたい。	業務計画書の提出は契約締結日の14日前までとなっており、⑪落札予定者の決定が10月下旬、⑫契約締結が11月下旬となると、落札予定者の決定から14日間で、必要となる項目を記載した業務計画書の作成、提出、承諾を得るのは現実的ではないため。	現時点では概略の時期を示したのですが、公告時には、より実態に近い時期を示す予定です。
9	別紙-10収益施設等設置管理運営規定書	別紙-141	第9条 関東地方整備局との施設等運営者の責任分担 「不可抗力」の項目において、施設等運営者の分担に「※2 収益施設等に関する備品を対象とする。」が該当しているが、このうち管理備品は対象外としていただきたい。	用語の定義において、備品には「管理備品」と「特定備品」があり、前者は「本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内に設置されているもの」と明記されていることから、施設の一部と捉えられ、施設使用料を納めている施設等運営者が復旧等を担うのは、妥当でないため。	不可抗力の項目において「備品」としているのは「特定備品」のことであり、記載を「特定備品」と修正します。
10	別紙-10収益施設等設置管理運営規定書	別紙-142	第11条 運営日時等 「関東地方整備局が、天変地異、社会状況の著しい変化及び公園管理上の理由その他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止または営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできないものとする」とあるが、施設等運営者と「協議」することとしていただきたい。また、「公園管理上の理由」について、具体的に明示していただきたい。	施設等運営者は施設使用料を納めており、採算性の点においても意向を反映させるべきであるため。また、「公園管理上の理由」とは、どのようなケースが想定されるか不明なため。	・天変地異などやむを得ない事由の場合で、営業廃止等の指示をする場合とは、国が開園することが困難であるとの判断のもと指示することとなります。 ・なお、その場合の施設使用料については(国営常陸海浜公園)運営維持管理業務収益施設等管理運営規定書第13条なお書きにより、協議の結果、公園管理者が必要と認める場合には、施設使用料を改定することとなります。 ・また、「公園管理上の理由」については、例えば収益施設周辺の大規模改修工事などによる場合が想定されますが、協議事項と考えられるため、「公園管理上の理由」については、削除します。
11	別紙-10収益施設等設置管理運営規定書	別紙-144	第13条 国有財産の施設使用料 第14条 経費等の負担 大規模花修景に係る植物管理の経費は、契約の前及び最終年は委託費での負担としていただきたい。	大規模花修景の土地使用料は播種から刈り取りまでの250日間と設定されているが、事業者の変更等があった場合、参加料による経費の回収及び花畑の質の確保が困難となるため。	初年度は前回業務の委託費により前年に作付けされた土地を国より借受、最終年度については施設等運営者の負担により初年度に借受した作付けと同等以上の作付けを行い、国に返却を行うものとします。
12	別紙-10収益施設等設置管理運営規定書	別紙-167、 別紙-185	第6条 利用料金 第56条 参加料 駐車場の利用料金(中略)＜関東地方整備局の指定する上限料金＞と同程度以下とする」及び大規模花修景の参加料「下記料金を上限とする」を削除していただきたい。	収益施設の運営は、事業者が独立採算で実施するものであり、「収益施設の継続的運営が可能な料金設定とすること」、「収益施設全体の収支バランスがとれるよう定めること」が妥当であるため。また、税制改正が見込まれ、定められた上限料金では、収支バランスに大きな影響を及ぼすと考えられるため。	上限ではなく同程度として示すとともに、設定にあたっては調査職員と協議することとします。
13	別紙-10収益施設等設置管理運営規定書	別紙-184	第53条 運営対象施設及び対象植物 大規模花修景の施設規模(作付面積)は、「参考」としていただきたい。	「作付面積などの詳細については、監督職員と協議するものとする。」と記載があるが、植物の種類やデザインにより、面積は変更すると考えられるため。	ご意見を踏まえ、「参考」であることを付記します。
14	別紙-10収益施設等設置管理運営規定書	別紙-185	第56条 参加料 上限料金を250円と設定した根拠を明示していただきたい。	「※参加料の設定は、上記金額を上限とし、事業者の裁量により設定する」とあるが、独立採算の観点から、どのような収支予測に基づき、上限額が設定されたのか不明なため。	上限料金は、大規模花修景の運営に係る実績費用(収益施設等設置管理運営規程書 第2編 第59条)に対して、平成26年度～29年度のうち実績利用者数が最も少ない年度の参加料徴収額の見込みを試算し、独立採算として運営が可能な金額を設定しています。

「H31-35国営常陸海浜公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見・回答

		ご意見		ご意見の理由	回答
No	要項案における該当箇所	ご意見		ご意見の理由	回答
15	別紙-10収益施設等設置管理運営規定書	別紙-185	第57条 業務の内容 第59条 費用負担 第2項 「実施期間中の券改札業務及び臨時券売所の設置～撤去」、 「参加料徴収に伴う券売機の変更に関する事」に係る費用は運営維持管理業務受託者(委託費)との按分にしていただきたい。	参加料は入園料と合算して徴収することとなっているが、入園料金の徴収事務は、運営維持管理業務「業務の計画立案及びマネジメント業務」で行うものあり、それに係る費用は運営維持管理業務受託者(委託費)が負担するべきであるため。	臨時券売所の設置及び入園料の徴収については、大規模花修景の収益事業の一部と考えており、試算により参加料で運営が可能となっている参加料を設定していることから、施設等運営者の負担としています。 なお、徴収した入園料の国庫納入に関する事務費は委託費としています。
16	別紙-10収益施設等設置管理運営規定書	別紙-187	第59条 費用負担 第2項 「実施期間中の仮設トイレ(設置～撤去)」、「仮設看板の設置撤去」、「特別巡視又は誘導員等の増員」に係る費用は、運営維持管理業務受託者(委託費)との按分にしていただきたい。	入園料を徴収しているため、その対価として提供するサービスに係る費用は、運営維持管理業務受託者(委託費)が負担するべきであるため。	実施期間中の仮設トイレは、大規模花修景の収益事業の一部と考えており、かつこの費用を含めて試算により参加料で運営が可能となっている参加料を設定していることから、施設等運営者の負担とします。
17	提出様式2-2-3	別紙-747	提出様式2-2-3 タイトルを「地域特性をいかした植物管理に関する提案」から「公園特性をいかした植物管理に関する提案」としていただきたい。	入札実施要項(案)P13.P14-16.P37の「企画提案」、「モニタリング方法」、「標準評価項目」において、「公園特性をいかした植物管理」と記載されており、内容においても「本公園の花や植物(中略)」、「本公園の植生、生態系、景観等を(中略)」と記載があるため。	タイトルを「公園特性をいかした植物管理に関する提案」に修正します。
18	民間競争入札実施要項(案) 提出様式2-2-4	P37 別紙-748	表9 標準評価項目及び得点配分 提出様式2-2-4 「公園特性及び資源、施設をいかした運営管理」において、評価項目を「本公園の『砂丘エリア』『樹林エリア』等の機能を発揮させるための維持管理方法」から「運営管理方法」に変更いただきたい。また、様式2-2-4の注釈を「(中略)その機能を発揮させるための維持管理方法に関して」から「運営管理方法」に変更いただきたい。	企画提案項目及び様式のタイトル及び「公園特性及び資源、施設をいかした運営管理に関する提案」となっているため。	「維持管理方法」から「運営管理方法」に変更します。
19	提出様式2-2-5	別紙-749	提出様式2-2-5 企画提案項目の5つ目に指定される内容があれば、明示していただきたい。	注釈に「企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること」と記載があるにも関わらず、様式は4までの記載となっているため。また、提案項目の1から4までは、内容に指定があるものの5に関する記載がないため。	ご指摘の注釈は、以下の通り修正します。 ※各企画提案項目には1から4までの通し番号を付けること。
20	提出様式3-5-3-12	別紙-771～ 別紙-778	提出様式3-5-3-12 「自主事業施設」の内容について、明示していただきたい。また、「自主事業施設運営計画書」においてH41年度までの収支計画を削除していただきたい。	自主事業施設に関する用語の定義や説明の記載がないため。また、契約期間を超える収支計画の提出は不要と考えられるため。	提出様式3-5-3-12については、不要のため削除します。
21	別添19行催事について	別添-88	別添19行催事について 国費の支出対象及び包括的な質に位置づけられる利用プログラムは、表中の「▼以下の施設で実施されるプログラム」のみでなく、収益施設を除く、園内全域の施設を対象としていただきたい。	別紙P208「年間行事計画書」において、表中に記載のある施設以外で実施されるイベントがあり、これらを継続する場合、国費の支出及び包括的な質の対象から除外され、サービスの低下に繋がるため。	本公園の基本方針に沿い、かつ本公園特有の資源の利活用特に有効な施設でのイベントを促進するために設定しているため、現案通りとします。 なお、別添19の1. 1)～4)に該当する自主事業による行催事も包括的な質に位置づけられるものとします。